

コンクリート技術講習委員会規定

昭和 45 年 5 月 11 日 制定

平成 25 年 12 月 26 日 改正

(目 的)

第1条 この規定は、コンクリート技術講習委員会（以下、委員会という）の組織ならびに業務について必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 委員会は、コンクリート技術講習会（以下、講習会という）の実施に関し必要な事項を処理する。

(構 成)

第3条 委員会の委員は、原則として 20 名以内とし、学識経験者およびコンクリート関連業務に関して卓越した技術を有する者をもって構成する。

(委員の選任)

第4条 委員は、日本コンクリート工学会会長が理事会に諮って選任し委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。

(副委員長)

第7条 委員会に副委員長を置く。

2. 副委員長は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。
3. 副委員長は、委員長に事故があるときに、委員長の代行を務める。

(幹 事)

第8条 委員会に原則として 10 名程度の幹事を置くことができる。そのうち 1 名を幹事長とすることができる。

2. 幹事は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、講習会実施に関する次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、理事会に付議することができる。

- (1) 年間事業計画
- (2) 講習会実施に関する内規等の制定・改廃
- (3) 講習会テキスト（コンクリート技術の要点）の改訂
- (4) 講習会カリキュラムおよび講習会実施計画
- (5) 講習会の講師の委嘱
- (6) その他委員会の業務遂行に必要な事項

(改 廃)

第10条 この規定の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

付 則

1. この規定は、昭和 45 年 5 月 11 日より実施する。
2. 資格・講習委員会設置に伴い、規定の改正を行う。
委員会名称を、「コンクリート技術講習会委員会」から「コンクリート技術講習委員会」に変更する。
この規定の改正は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。